

桶川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

1 提案理由

人事院勧告等に準じて、職員の扶養手当の改定等をしたいので、この案を提出するものである。

2 改正の内容

(1) 桶川市職員の給与に関する条例の一部改正（改正条例第 1 条関係）

ア 配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当の月額を 10,000 円から 13,000 円に引き上げるとともに、扶養手当の支給等に関し必要な事項は市規則に定めることを規定する。

（第 8 条関係）

イ 市規則に委任される事項に関する規定の削除を行う。

（第 9 条関係）

ウ 地域手当の支給割合を 10 % から 8 % に引き下げる。

（第 9 条の 2 関係）

エ 定年前再任用短時間勤務職員に対して住居手当を支給するとともに、他の条例において特別に規定されている事項に関して字句の整理等を行う。

（第 17 条の 9 関係）

(2) 桶川市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正

（改正条例第 2 条関係）

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、子の看護休暇の取得事由の拡大を行う。

（第 14 条関係）

(3) 桶川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

(改正条例第 3 条関係)

引用部分の整理を行う。

(第 1 0 条関係)

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日